

C-50 被服にとり入れた紋章調査 (第3報)  
倉吉北高校 ○ 福井 貞子

目的. 第1, 2報は, 庶民の被服にとり入れた紋章を調査し報告したが, 今回は, 武士の陣羽織にとり入れた紋章について, 現存する遺品の調査を行ったので報告する。

方法. 陣羽織を所蔵していた荒尾家の紋所を調査し, 陣羽織の実物精査と紋章の実測を行った. 他の陣羽織について, 紋章のとり入れ方を比較検討した。

結果. 陣羽織を所蔵していた荒尾家は, 鳥取城主の筆頭家老として, 寛永9年(1632)以後12代の厂史を持ち, 江戸末期に着用したもので, 九曜紋が紋所である。

実物精査によると, 表地は, 赤フェルト, 裏は, 絹紋織を使用し, 色彩鮮やかに白衿を付している. 衿に左右5個ずつ紋章をつけ, 前後の身頃に数10個の紋章を並べている. 他の陣羽織と紋章のとり入れ方を比較してみると, 紋章の位置が不定であり, 散文様であった. そして, 背縫紋と他の紋章の比は, 2:1の比率であり, 紋章間の間隔は, 等間隔にデザインされていた。

1枚の陣羽織中, 25個の紋章をとり入れることは, 自家の紋所を誇示すると共に, 権威の象徴を物語る。

紋章は, デザインとして, 散文様の役目を果し, とり入れ方の制約条件から脱したものである。

陣羽織は, 南蛮風と中国風の東西の美をとり入れ, 紋章がよくマッチしている。